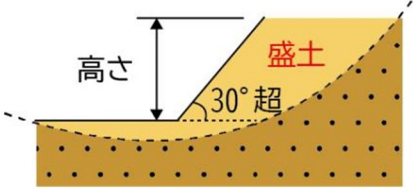
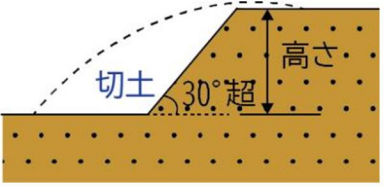
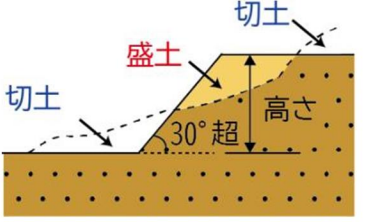
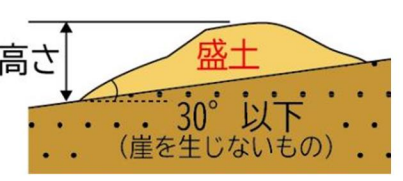
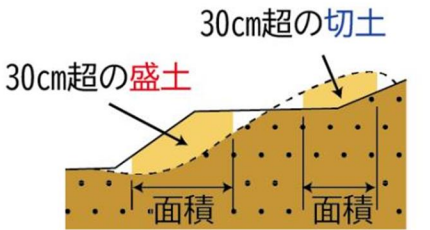
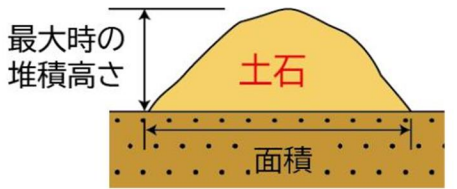
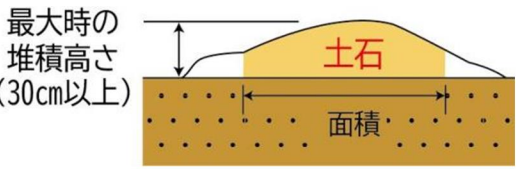


■許可・届出が必要となる盛土等の規模

	宅地造成等工事規制区域	特定盛土等規制区域		概念図
	許可	許可	届出	
土地の形質変更	ア 盛土で高さが <u>1 m</u> 超の崖※ ₁ を生ずるもの	ア 盛土で高さが <u>2 m</u> 超の崖※ ₁ を生ずるもの	ア 盛土で高さが <u>1 m</u> 超の崖※ ₁ を生ずるもの	
	イ 切土で高さが <u>2 m</u> 超の崖※ ₁ を生ずるもの	イ 切土で高さが <u>5 m</u> 超の崖※ ₁ を生ずるもの	イ 切土で高さが <u>2 m</u> 超の崖※ ₁ を生ずるもの	
	ウ 盛土と切土を同時に行い、高さが <u>2 m</u> 超の崖※ ₁ を生ずるもの（ア・イを除く）	ウ 盛土と切土を同時に行い、高さが <u>5 m</u> 超の崖※ ₁ を生ずるもの（ア・イを除く）	ウ 盛土と切土を同時に行い、高さが <u>2 m</u> 超の崖※ ₁ を生ずるもの（ア・イを除く）	
	エ 盛土で高さが <u>2 m</u> 超となるもの（ア・ウを除く）	エ 盛土で高さが <u>5 m</u> 超となるもの（ア・ウを除く）	エ 盛土で高さが <u>2 m</u> 超となるもの（ア・ウを除く）	
	オ <u>30cm</u> ※ ₂ を超える盛土又は切土の部分の面積が <u>500m²</u> を超えるもの（ア～エを除く）	オ <u>30cm</u> ※ ₂ を超える盛土又は切土の部分の面積が <u>3,000m²</u> を超えるもの（ア～エを除く）	オ <u>30cm</u> ※ ₂ を超える盛土又は切土の部分の面積が <u>500m²</u> を超えるもの（ア～エを除く）	
土石の堆積	カ 最大時に堆積する高さが <u>2 m</u> を超え、かつ面積が <u>300m²</u> を超えるもの。	カ 最大時に堆積する高さが <u>5 m</u> を超え、かつ面積が <u>1,500m²</u> を超えるもの。	カ 最大時に堆積する高さが <u>2 m</u> を超え、かつ面積が <u>300m²</u> を超えるもの。	
	キ 最大時に堆積する高さが <u>30cm</u> ※ ₃ を超え、かつその部分の面積が <u>500m²</u> を超えるもの。	キ 最大時に堆積する高さが <u>30cm</u> ※ ₃ を超え、かつその部分の面積が <u>3,000m²</u> を超えるもの。	キ 最大時に堆積する高さが <u>30cm</u> ※ ₃ を超え、かつその部分の面積が <u>500m²</u> を超えるもの。	

※₁ 「崖」とは、地表面が水平面に対し30度を超える角度をなす土地で、硬岩盤（風化の著しいものを除く）以外のものをいいます。

※₂ 盛土または切土をする前後の地盤面の標高の差を指します。

※₃ 土石の堆積を行う土地の地盤面の標高と堆積した土石の表面の標高との差を指します。